

第59回 通常総代会開会挨拶



理事長 西村勝義

開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。第59回の通常総代会を開催しましたところ、総代の皆様には多数のご出席を頂きありがとうございます。また、ご来賓として公務ご多忙の中、松本北栄町長において頂いております。常日頃、改良区運営並びに事業推進に一方ならぬご指導ご援助を頂いておりますこと誠にありがたく御礼申し上げる次第であります。

本日は、特別功労表彰2名、功労表彰8名、合計10名の方を表彰させていただきます。永年にわたり土地改良区の役員、総代としてご尽力頂きましたこと厚くお礼申し上げます。

この場をお借りし、悲しいお知らせですが平成21年度の訃報のご報告を致します。昨年11月に江北、富盛厚美総代、今年1月に国坂浜、野嶋文夫総代、2月には代表理事をされておりました西園、中川幸信理事が逝去され参列し供奠いたしました。皆様と共に謹んで哀悼の意をあらわしたいと思います。

さて、本改良区の運営につきましては、昭和27年の設立以来、数々の変遷を経ながら現在に至っております。嫁ゴロシの時代から、ホースかんがい、ほ場整備、スプリンクラー灌漑、灌漑自動化、先年終わりました施設更新事業である畑地帯総合整備事業、次々と大きな事業に取り組み立派な畑地になったわけです。しかしながら、農業が困難な時代になりまして遊休農地が年々増加し、大変困った状況になっております。

本日ご来賓の松本町長におかれては、町の基幹産業である農業を何とか盛り上げて頂きたくお願いするものであります。町政策としてIターン、Uターン含めて農業就業者を育成すべく新規事業予算を立てられており大きな期待を持っております。当改良区といたしましてもあらゆる情報を提供しながら一緒になって努力をしていかなければならないと考えております。どうか総代の皆様にもご協力頂きますようお願い申し上げます。

本日は19議案を提案しております。その中の9号議案の事業計画に太陽光発電の設置を提案しております。これは農林水産省のモデル事業でありまして、低炭素むらづくりモデル支援事業と言い50%の補助があります。北栄町では自然エネルギーの町づくりに取り組んでおられ、風力発電、菜種油の再利用、遊休農地での菜種栽培など様々な取り組みが行われております。地球環境に優しい町づくりは全国表彰も受けておられます。それに相まって農業団体の改良区も積極的に取り組んで行きたいと考えた次第です。地球環境への貢献と供に、売電収入による将来的な負担軽減にも取り組んでまいりたいと考えております。町のご理解を頂き、国に応募したところ候補地のひとつとして選定されました。今日の総代会でご承認頂きますならば、正式に採択申請を行いたいと考えておりますので、十分なるご審議を頂きまして、原案どおり可決承認して頂きますようお願い申し上げます。

毎年の総代会で滞納賦課金に対するご指摘があるわけですが、理事会で色々と検討しまして法的手段を取るため弁護士と相談し、多額の滞納者に対しては個々に納付のお願いをして、最終的に滞納処分の話をしましたところ、納付誓約書などを提出してもらい、計画的に納付して頂くようになり成果は上がって来ております。これをしっかり継続していく必要があると考えております。大変な農業事情の中で、何とか改良区の適正な運営を考えて行かなければならないと思っておりますので、今後一層のご協力とご支援を頂きますようお願い申し上げます。

功 勞 者 表 彰

特別功勞表彰 (役員在職20年以上)

前田 英 正 様 (国 坂) 山 田 則 吉 様 (弓原浜)

功 勞 表 彰 (役員在職12年以上)

福 島 康 博 様 (由良宿) 山 下 忠 晃 様 (西新田場)
田 中 一 三 様 (西 園) 阪 本 博 文 様 (妻 波)

功 勞 表 彰 (総代在職20年以上)

横 浜 栄 一 様 (江 北) 門 脇 達 巳 様 (東新田場)
山 根 昭 一 様 (大 野) 嶋 田 佐 太 己 様 (弓原浜)

第59回 通常総代会開催



平成22年3月25日午後1時30分より、北条砂丘土地改良区会議室において、松本北栄町長のご臨席を賜り、第59回通常総代会を開催しました。

総代52人(定数65人、出席率80%)の出席をいただき、議長には北栄町由良宿の杉川範慶総代が選出され、提出された19議案を原案どおり可決決定し午後3時50分閉会しました。

なお、提出議案のうち平成20年度決算及び平成22年度予算の概要は下記のとおりです。

《平成20年度 一般会計決算》

(収 入)

(支 出)

| 科 目 | 決 算 額 | 付 記 | 科 目 | 決 算 額 | 付 記 |
|-------------|--------------|--------------|-----------------|-------------|-------------|
| 1 組 合 費 | 108,776,768円 | 経常賦課金、特別賦課金 | 1 事 務 費 | 23,717,841円 | 事務費、総代会費 |
| 2 助 成 金 | 7,848,161 | 町補助金他 | 2 事 業 費 | 10,991,952 | 維持管理適正化事業 他 |
| 3 財 産 収 入 | 48,260 | 預金利息 | 3 負 担 金 | 19,685,000 | 畑総事業、県土連負担金 |
| 4 使用料手数料 | 137,460 | 施設使用、手数料 | 4 維 持 管 理 費 | 37,336,204 | 揚水管理費 他 |
| 5 繰 入 金 | 13,184,621 | 特別会計から経常費他繰入 | 5 償 還 金 及 び 利 子 | 58,352,045 | 畑総、平準化償還 |
| 6 長 期 借 入 金 | 18,683,000 | 畑総事業 | 6 繰 出 金 | 6,066,003 | 職員退職給与金他 |
| 7 雑 収 入 | 2,439,210 | 修理代、延滞利息等 | 7 諸 費 | 2,015,222 | 賦課金徴収手数料他 |
| 8 維持管理適正化事業 | 5,670,000 | 県土連事業交付金 | 8 予 備 費 | 0 | |
| 9 事業推進費 | 1,400,000 | 畑総ソフト事業 | | | |
| 10 繰 越 金 | 130,165 | 前年度繰越金 | | | |
| 合 計 | 158,317,645 | | 合 計 | 158,164,267 | |

差引残額 153,378円は翌年度に繰越

《平成20年度 決済金特別会計決算》

(収 入)

(支 出)

| 科 目 | 決 算 額 | 付 記 | 科 目 | 決 算 額 | 付 記 |
|---------|-------------|---------------|---------|-------------|---------|
| 1 決 済 金 | 4,893,106円 | 3.4ha農振外地区除外他 | 1 繰 出 金 | 13,854,684円 | 一般会計繰出金 |
| 2 雑 収 入 | 738,550 | 預金利息 他 | 2 繰 越 金 | 148,629,938 | 次年度繰越金 |
| 3 繰 越 金 | 156,852,966 | 前年度繰越金 | | | |
| 合 計 | 162,484,622 | | 合 計 | 162,484,622 | |

組合員の財産であります土地改良施設の維持管理には、多額の費用がかかっております。土地改良区では今後とも適正な維持管理に万全を期したいと考えておりますので、漏水を発見されたり、いつもより水の出が悪いなど異常があれば、改良区まで至急ご連絡下さい。
(電話0858-36-2004)



《平成20年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収 入)

(支 出)

| 科 目 | 決 算 額 | 付 記 | 科 目 | 決 算 額 | 付 記 |
|-----------|------------|--------|---------|------------|--------|
| 1 一般会計繰入金 | 4,000,000円 | | 1 退職給与金 | 0円 | |
| 2 雑 収 入 | 67,468 | 預金利息 | 2 繰 越 金 | 24,782,419 | 次年度繰越金 |
| 3 繰 越 金 | 20,714,951 | 前年度繰越金 | | | |
| 合 計 | 24,782,419 | | 合 計 | 24,782,419 | |

《平成20年度 財産目録》

平成21年 5月31日調整

| 摘 要 | 金 額 | 摘 要 | 金 額 |
|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| 【資 産】 | 円 | 【負 債】 | 円 |
| 流 動 資 産 | <u>13,649,663</u> | 長 期 負 債 | <u>512,583,171</u> |
| (1) 現金及び預金 | 153,378 | (1) 日本政策金融公庫 | 492,793,171 |
| (2) 未収賦課金 | 13,496,285 | (畑地帯総合整備事業) | |
| 特 定 資 産 | <u>173,412,357</u> | (2) 鳥取中央農業協同組合北条支所 | 19,790,000 |
| (1) 職員退職給与積立金見返預金 | 24,782,419 | (償還平準化事業) | |
| (2) 転用決済金積立金見返預金 | 148,629,938 | 積 立 金 | <u>173,412,357</u> |
| 基 本 資 産 | <u>8,000</u> | (1) 職員退職給与引当金積立金 | 24,782,419 |
| (1) 鳥取中央農業協同組合出資金 | 8,000 | (2) 転用決済金積立金 | 148,629,938 |
| 固 定 資 産 | | | |
| 宅地(改良区事務所敷地) | 2,032㎡ | | |
| ため池・水槽(下神、由良西浜、江北) | 6,956㎡ | | |
| 雑種地(揚水機場用地・ボックス等) | 9,059㎡ | | |
| 山林・田・畑 | 1,929㎡ | | |
| 道 路 | 382,435㎡ | | |
| 水 路 | 6,304㎡ | | |
| 電磁弁用地 | 1,108㎡ | | |
| 資 産 合 計 | 187,070,020円 | 負 債 合 計 | 685,995,528円 |

《平成22年度 一般会計予算》

(収 入)

(支 出)

| 科 目 | 予 算 額 | 付 記 | 科 目 | 予 算 額 | 付 記 |
|-------------|-----------|--------------|---------------|----------|-------------|
| 1 組 合 費 | 111,837千円 | 經常賦課金、特別賦課金 | 1 事 務 費 | 23,845千円 | 事務費、総代会費 |
| 2 助 成 金 | 5,222 | 町補助金他 | 2 事 業 費 | 35,867 | 維持管理適正化事業 他 |
| 3 財 産 収 入 | 5 | 預金利息 | 3 負 担 金 | 5 | 県土連負担金 |
| 4 使用料及び手数料 | 86 | 土地使用料、手数料 他 | 4 維 持 管 理 費 | 36,461 | 揚水管理費 他 |
| 5 繰 入 金 | 36,807 | 特別会計から經常費他繰入 | 5 償 還 及 び 利 子 | 53,831 | ほ場整備平準化、畑総 |
| 6 雑 収 入 | 403 | 過年度未収金 他 | 6 繰 出 金 | 7,542 | 職員退職給与金 他 |
| 7 維持管理適正化事業 | 5,670 | 県土連事業交付金 | 7 諸 費 | 2,179 | 賦課金徴収手数料 他 |
| 8 繰 越 金 | 100 | 前年度繰越金 | 8 予 備 費 | 400 | |
| 合 計 | 160,130 | | 合 計 | 160,130 | |

《平成22年度 決済金特別会計予算》

(収 入)

(支 出)

| 科 目 | 予 算 額 | 付 記 | 科 目 | 予 算 額 | 付 記 |
|---------|---------|----------|---------|----------|---------|
| 1 決 済 金 | 3,544千円 | 一般会計より繰入 | 1 繰 出 金 | 37,435千円 | 一般会計繰出金 |
| 2 雑 収 入 | 350 | 預金利息 他 | 2 繰 越 金 | 109,420 | 次年度繰越金 |
| 3 繰 越 金 | 142,961 | 前年度繰越金 | | | |
| 合 計 | 146,855 | | 合 計 | 146,855 | |

《平成22年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収 入)

(支 出)

| 科 目 | 予 算 額 | 付 記 | 科 目 | 予 算 額 | 付 記 |
|-----------|---------|--------|---------|--------|--------|
| 1 一般会計繰入金 | 4,000千円 | | 1 退職給与金 | 1千円 | |
| 2 雑 収 入 | 60 | 預金利息 | 2 繰 越 金 | 32,900 | 次年度繰越金 |
| 3 繰 越 金 | 28,841 | 前年度繰越金 | | | |
| 合 計 | 32,901 | | 合 計 | 32,901 | |

☆組合員の皆様へお知らせとお願い☆

広報機器の活用を始めました

雨天時の散水中止や、飛砂防止散水への切り替え、急な停電など、通常の散水が出来ない場合には、車載拡声器で放送しながら地区内の畑を巡回するようにしています。

電磁弁の上に物を置かないで！

最近、電磁弁ボックスの上に物をのせたり、周りに農業資材などを置かれていることがあります。水が出ない、あるいは止まらない時には、早急に電磁弁を点検しなければなりません。ボックスを外すのにかなりの時間を費やすケースが増えてきています。

迅速な点検作業を行うため、電磁弁の周りに物を置かれぬよう、ご協力よろしく申し上げます。

シジミフィルター取り扱っています

最近シジミやシジミの卵がパイプライン内において増殖する現象が出ています。

これらがスプリンクラーのノズルに詰まると回転不良を起こし正しく灌水できません。

シジミフィルターを利用するとスプリンクラーの直前でシジミを一網打尽に捕らえる事ができ、確実な灌水が約束されます。

1つ3,500円で販売しておりますので、是非お試し下さい。

スプリンクラーの修理対応は終了しました

大変ご好評頂いておりましたスプリンクラーの修理は、メーカーの方針により平成21年度をもちまして終了しました。

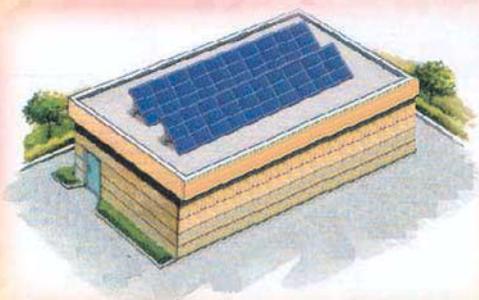
太陽光発電への取り組み

この度、農林水産省の補助事業である「低炭素むらづくりモデル支援事業」を活用し、改良区が管理するポンプ場の屋根にソーラーパネルを設置し、発電した電力を中国電力に売電する取り組みをスタートさせます。

この事業は、国の補助率50%で、北栄町と北条砂丘土地改良区が共同で設立した「北栄低炭素むらづくり協議会」が主体となって行い、総事業費は6千万円の計画です。

地元負担分は特別会計より充当しますが、売電収入により減価償却し、約10年後には維持管理費の負担軽減が期待できます。

風力発電事業での自然エネルギーの先進的活用を推進している北栄町と、地域農業の発展に貢献する北条砂丘土地改良区が協力し、農業分野における自然エネルギーの有効活用と農家の負担軽減を推進していきたいと思っております。



☆平成22年度の組合費について☆

◇徴収期日

| 期別 | 賦課金種別 | 賦課期日 |
|----|--------------------|-------------------|
| 1期 | 維持管理費（前期） | 平成22年7月1日～8月2日 |
| 2期 | 維持管理費（後期） | 平成22年8月1日～8月31日 |
| 3期 | 畑地帯総合整備事業特別賦課金（前期） | 平成22年9月1日～9月30日 |
| 4期 | 畑地帯総合整備事業特別賦課金（後期） | 平成22年10月1日～11月1日 |
| 5期 | ほ場整備事業特別賦課金 | 平成22年11月1日～11月30日 |

◇徴収金額（10アール当り）

| イ | 維持管理費 | 8,800円（前期4,500円・後期4,300円） | 償還期間 |
|---|----------------|---------------------------|----------|
| □ | 畑地帯総合整備事業特別賦課金 | | 平成35年度まで |
| | 下北条地区 | 7,540円（前期3,740円・後期3,800円） | |
| | 下北条地区（松神暗渠） | 9,430円（前期4,730円・後期4,700円） | |
| | 大栄地区 | 9,410円（前期4,710円・後期4,700円） | |
| | 中北条地区 | 7,870円（前期3,970円・後期3,900円） | |
| | 中北条地区（江北暗渠） | 9,730円（前期4,830円・後期4,900円） | |
| ハ | ほ場整備事業特別賦課金 | 江北浜東新田場地区 6,590円 | 平成24年度まで |
| | | 国坂地区 9,180円 | 平成26年度まで |

●組合費の全額納付及び特別賦課金の繰上償還について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくことができます。

ご希望の方は、5月31日までに改良区に申し出て下さい。

また、特別賦課金（上記徴収金額の□・ハ）を全額繰上償還していただくこともできます。

こちらは随時受け付けておりますので、改良区まで申し出て下さい。（償還額はP.6 決済金の2.イ.ロを参照）

●ほ場整備事業特別賦課金について

5期（11月）に納めていただいております、ほ場整備事業特別賦課金は、江北浜東新田場地区・国坂地区の償還金です。

その他の地区は償還完了しておりますので、5期の賦課はありません。

●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、ゆうちょ銀行・鳥取中央農協（北条支所・大栄支所）・鳥取銀行のみ取り扱っております。

組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替依頼書は上記の金融機関（農協・鳥取銀行のみ）及び北条砂丘土地改良区にあります。

※「ゆうちょ銀行」を利用される場合には、専用の申込書での手続きが必要です。希望の方は事前に改良区まで連絡をお願いします。

●こんなときは必ず手続きをお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出て下さい。

（組合員資格喪失通知書は改良区にあります。）

1. 組合員の死亡 2. 土地の売買・譲渡 3. 住所や氏名の変更 4. 農業者経営移譲年金を受給

●滞納処分について

組合費の支払いが滞っている場合には、土地改良法第39条第5項により、滞納処分の法的手続きをとり財産を差し押さえることがありますので、ご注意ください。

☆地区除外の取り扱いについて☆

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区にご相談下さい。
2. 畑総事業完了後8年間を経過しない段階での地区除外は、国・県への補助金返還が必要となる場合があります。
3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、下表のとおり決済金が必要です。

※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続きと決済金が必要です。地区除外の手続きと決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

〔平成22年度 地区除外決済金〕

| | | |
|---|-------------------|----------|
| 1 | 維持管理費決済金（10アール当り） | 110,533円 |
| 2 | 償還金決済金（10アール当り） | |
| | イ ほ場整備事業 | |
| | 江北浜東新田場地区 | 2,169円 |
| | 国坂地区 | 15,036円 |
| | □ 畑地帯総合整備事業 | |
| | 下北条地区 | 51,752円 |
| | 下北条地区(松神暗渠) | 65,328円 |
| | 大栄地区 | 77,025円 |
| | 中北条地区 | 72,132円 |
| | 中北条地区(江北暗渠) | 93,058円 |

(注)

1) 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。

2) 償還金決済金は、国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額償還に充当するものです。

こんな仕事をしています



毎日、全ての施設を点検します。ポンプの運転音や臭いなどで、施設の異常をいち早く発見し、安心して農業用水を供給できるよう努めています。



普段の修理で多いのがバルブ交換です。組合費の上昇を抑えるため、可能な限り修理で対応し、やむを得ない場合は交換します。



冬季には全てのポンプを分解点検し、内部の異常が無いかを確認し、錆や汚れを取り除いてから消耗品を交換して組み立てます。機器の寿命を延ばすためには不可欠な仕事です。



新 役 員 の 紹 介

平成22年3月25日の総代会において行われた役員補欠選挙により、西園の穂山敬仁さんが無投票で理事に当選されました。業務分掌は工事委員です。

新たな代表理事には西園の山田敏広さんが選任されました。